

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年11月10日

【四半期会計期間】 第42期第1四半期(自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日)

【会社名】 株式会社三光マーケティングフーズ

【英訳名】 SANKO MARKETING FOODS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 執行役員 平林 隆広

【本店の所在の場所】 東京都中央区新川一丁目10番14号

【電話番号】 03-3537-9711

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 社長室長兼サポートセンター長 富川 健太郎

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区新川一丁目10番14号

【電話番号】 03-3537-9711

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 社長室長兼サポートセンター長 富川 健太郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第41期 第1四半期 累計期間	第42期 第1四半期 累計期間	第41期
会計期間	自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日	自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日	自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日
売上高 (百万円)	3,216	3,049	13,436
経常利益又は経常損失 () (百万円)	112	219	42
四半期(当期)純損失 () (百万円)	120	231	298
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)			
資本金 (百万円)	2,390	2,390	2,390
発行済株式総数 (株)	14,387,000	14,387,000	14,387,000
純資産額 (百万円)	8,052	7,414	7,760
総資産額 (百万円)	10,908	10,234	10,675
1株当たり四半期(当期)純損失金額 () (円)	8.38	16.05	20.73
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)			
1株当たり配当額 (円)			16
自己資本比率 (%)	73.8	72.4	72.7

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 第41期第1四半期累計期間、第41期および第42期第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期(当期)純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社の重要性が乏しいため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容に重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において、当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期累計期間（平成29年7月1日～平成29年9月30日）における我が国経済は、人手不足を背景に雇用および所得環境の改善が進む中、企業の収益環境の改善も持続しており、緩やかな回復基調が続いております。

しかしながら、海外経済の不確実性もあり、依然として不透明な状況が続いております。

外食業界におきましては、原材料の高騰および人件費の上昇に加え、業種・業態の垣根のない新たな競争により、引き続き厳しい状況にあります。

このような状況のもと、当社は前期に引き続き、「事業構造改革」の一環である業態・店舗の再編として、既存ブランドの統廃合に取り組みました。また、主力ブランドの「金の蔵」では、業態の質的な転換を行うためにコンセプトを「集い場、笑い場、しゃべり場」と再定義し、グランドメニューの変更を段階的に実施いたしました。さらに、他のブランドにつきましても業態コンセプトを見直し、グランドメニューの変更や季節メニューの導入などを実施いたしました。これらの施策によって、既存店の収益性を向上させることで、より強固な基盤作りに努めてまいりました。

人事施策としては、今回で5回目となるアルバイトクルーによる店舗の活性化を図ることを目的とした「さんくるFes」を実施し、国籍や性別に関係なくスポットライトが当たる企画を取り入れるなど、「仕事を通じて成長する喜び」の輪を広げる試みを行うなど、具現化に取り組みました。また、新たに「人事7原則」を制定し、人財に対する考え方やあり方を明確にしたほか、人材採用難への対策として、勤務した分の給与の一部を支払い予定日より前に引き出せる「速払い制度」を導入いたしました。

以上の取り組みにより売上高は、30億49百万円（前年同期比5.2%減）となりました。営業利益につきましては、8月から9月の天候不順もあり、2億26百万円の損失（前年同期は営業損失1億23百万円）となりました。経常利益は2億19百万円の損失（前年同期は経常損失1億12百万円）、当四半期純利益は、2億31百万円の損失（前年同期は四半期純損失1億20百万円）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期会計期間末における流動資産は、37億2百万円となり、前事業年度末に比べ、3億85百万円減少いたしました。これは主に、現金及び預金が減少したことによるものであります。固定資産は65億32百万円となり、前事業年度末に比べ、55百万円減少いたしました。これは主に、差入保証金の減少によるものであります。この結果、総資産は102億34百万円となり、前事業年度末に比べ、4億40百万円減少いたしました。

当第1四半期会計期間末における流動負債は、14億5百万円となり、前事業年度末に比べ、94百万円減少いたしました。これは主に、未払法人税等、前受収益の減少によるものであります。固定負債は、14億14百万円となり、前事業年度末に比べ、0百万円減少いたしました。この結果負債の部は、28億20百万円となり、94百万円減少いたしました。

当第1四半期会計期間末における純資産の部は、四半期純損失の計上、配当金の支払等により74億14百万円となり、前事業年度末に比べ3億46百万円減少いたしました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社の対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	43,072,000
計	43,072,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成29年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成29年11月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	14,387,000	14,387,000	東京証券取引所市場 第二部	単元株式数100株
計	14,387,000	14,387,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成29年7月1日～ 平成29年9月30日		14,387,000		2,390		2,438

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、該当事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないことから、直前の基準日（平成29年6月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成29年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 14,386,200	143,862	
単元未満株式	普通株式 800		
発行済株式総数	14,387,000		
総株主の議決権		143,862	

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が5,800株(議決権の数58個)が含まれております。

また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数58個が含まれております。

【自己株式等】

平成29年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
計					

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(平成29年7月1日から平成29年9月30日まで)及び第1四半期累計期間(平成29年7月1日から平成29年9月30日まで)に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.3%
売上高基準	0.2%
利益基準	0.2%
利益剰余金基準	0.1%

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年 6月30日)	当第1四半期会計期間 (平成29年 9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,394	3,042
売掛金	151	135
原材料	36	36
前払費用	297	292
その他	207	195
流動資産合計	4,087	3,702
固定資産		
有形固定資産		
建物	4,561	4,606
減価償却累計額	2,762	2,828
建物(純額)	1,799	1,778
工具、器具及び備品	1,055	1,062
減価償却累計額	877	895
工具、器具及び備品(純額)	177	167
土地	942	942
有形固定資産合計	2,919	2,888
無形固定資産	75	74
投資その他の資産		
関係会社株式	33	33
差入保証金	3,248	3,225
その他	318	318
貸倒引当金	7	7
投資その他の資産合計	3,593	3,569
固定資産合計	6,587	6,532
資産合計	10,675	10,234

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年 6月30日)	当第 1 四半期会計期間 (平成29年 9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	477	441
未払金	165	184
未払費用	504	460
未払法人税等	91	31
未払消費税等	26	70
前受収益	150	105
設備関係未払金	49	40
資産除去債務	0	0
その他	32	70
流動負債合計	1,499	1,405
固定負債		
繰延税金負債	131	131
退職給付引当金	134	137
資産除去債務	843	840
その他	304	304
固定負債合計	1,414	1,414
負債合計	2,914	2,820
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,390	2,390
資本剰余金	2,438	2,438
利益剰余金	2,931	2,585
株主資本合計	7,760	7,414
純資産合計	7,760	7,414
負債純資産合計	10,675	10,234

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期累計期間 (自平成28年7月1日 至平成28年9月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成29年7月1日 至平成29年9月30日)
売上高	3,216	3,049
売上原価	840	813
売上総利益	2,376	2,236
販売費及び一般管理費	2,499	2,462
営業損失()	123	226
営業外収益		
受取利息	0	0
受取賃貸料	5	5
受取配当金	0	0
受取負担金	-	3
貸倒引当金戻入額	-	0
その他	7	0
営業外収益合計	13	9
営業外費用		
賃貸費用	1	1
貸倒引当金繰入額	0	-
その他	0	0
営業外費用合計	1	2
経常損失()	112	219
特別利益		
固定資産売却益	0	-
特別利益合計	0	-
特別損失		
店舗閉鎖損失	-	0
特別損失合計	-	0
税引前四半期純損失()	111	219
法人税等	9	11
四半期純損失()	120	231

【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

項目	当第1四半期累計期間 (自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日)
税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。 なお、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。

(四半期貸借対照表関係)

前事業年度(平成29年6月30日)及び

当第1四半期会計期間(平成29年9月30日)

記載すべき事項はありません。

(四半期損益計算書関係)

前第1四半期累計期間(自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日)及び

当第1四半期累計期間(自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日)

記載すべき事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日)	当第1四半期累計期間 (自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日)
減価償却費	108百万円	99百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年9月21日 定時株主総会	普通株式	115	8	平成28年6月30日	平成28年9月23日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年9月21日 定時株主総会	普通株式	115	8	平成29年6月30日	平成29年9月22日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日)

当社においては、飲食事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

当第1四半期累計期間(自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日)

当社においては、飲食事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期累計期間 (自平成28年7月1日 至平成28年9月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成29年7月1日 至平成29年9月30日)
1株当たり四半期純損失金額()	8円38銭	16円5銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額()(百万円)	120	231
普通株式に帰属しない金額		
普通株式に係る四半期純損失金額()(百万円)	120	231
普通株式の期中平均株式数(株)	14,387,000	14,387,000

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年11月10日

株式会社三光マーケティングフーズ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 新 居 伸 浩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 跡 部 尚 志

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社三光マーケティングフーズの平成29年7月1日から平成30年6月30日までの第42期事業年度の第1四半期会計期間(平成29年7月1日から平成29年9月30日まで)及び第1四半期累計期間(平成29年7月1日から平成29年9月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三光マーケティングフーズの平成29年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。